

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年3月19日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

## 別 紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
建 設 部	道路建設課	平成25年 4月 1日 ～同年11月30日	平成26年1月 7日 ～同年 2月18日
	建 築 課		
	一宮地区建設課		

#### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の対象項目としては、以下のとおりである。

##### 重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

##### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

#### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

##### 【道路建設課】

##### (1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

## 【建築課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 検討事項

建築基準法、都市計画法など各法律等に基づく申請等の手数料の収納事務を出納員ではない6人の職員が取扱っているので、責任の所在を明確にするため、その取扱いをしている職員の分任出納員の任命について検討されたい。

#### イ 改善事項

(ア) 木造住宅耐震改修費補助金及び木造住宅段階的耐震改修費補助金の交付要綱に規定する対象者、対象経費に不明確な点が見受けられるので、補助金交付要綱を見直されたい。

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定申請手数料の収納事務について、レジスターを用いて領収書を発行しているが、出納員及び分任出納員に関する規則第3条に規定するよう改善されたい。

## 【一宮地区建設課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 検討事項

公金収納事務を出納員ではない職員が取扱っているので、責任の所在を明確にするため、その取扱いをしている職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備について検討されたい。